

10. 若者自立支援計画

(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実

多様で複合的な課題を有する若者や家族からの相談に対応するため、問題の全体像を把握し、包括かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守るため、若者支援総合相談窓口を設置しています。

また、若者支援総合相談窓口受託団体を豊中市子ども・若者支援協議会の指定支援機関とし、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングを実施する等支援全般についてコーディネート機能を付加しました。

若者支援総合相談窓口の新規件数（実人数）と相談対応件数（延べ件数）

	令和7年度
新規相談（実人数）	127 件
相談対応件数（延べ人数）	777 件

○若者支援総合相談窓口機能の充実

- ・若者や家族からの相談を対面や電話等で実施し、相談者の状況によっては、相談が途切れないようにするため、本人が希望する手法（SNS*等）での相談を実施しました。
- ・窓口への来談が困難なケースでの家庭訪問、登校や通院への同行支援を実施するとともに、相談者の状況をふまえ、自己理解、他者理解、対人関係構築等の社会的スキルの育成や集団内での安心感や自己肯定感を醸成するためのプログラムを実施しました。また、集団参加への心理的距離が遠い相談者に対しては個別プログラムを実施し、多様な学びや体験の機会を提供し若者の社会的自立につなげました。

○若者支援総合相談窓口の支援の質の向上

- ・定期的に外部専門家の助言・指導を受ける検証会議を実施し、相談支援手法のスキルアップを図りました。
- ・若者相談においては、カウンセリングなどの専門相談だけではなく、他制度の活用や多機関との連携が必要であり、ケースワーク力やソーシャルワーク力が必要となることから、国・府の研修会等を活用し、相談員の質の向上に取り組みました。

○若者支援総合相談窓口の周知強化

- ・支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しないように、若者支援総合相談窓口の周知強化に取り組みます。中学校3年生全員への学校経由の周知に加え、高校2年生年代へチラシの郵送を行い、若者本人や家族に若者支援総合相談窓口の周知を行いました。

(2)支援ネットワークの強化

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の相談主訴は多岐にわたり、多様で複合的な課題を有することから、学校、児童福祉、医療、保健、介護、障害、人権、就労等の相談支援窓口が連携することで、どの窓口にも最初の相談がきても適切な支援を提供できるよう包括的な支援体制の強化に取り組みました。併せて、義務教育から高等学校、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないよう取り組みました。

○豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実

- ・多様で複合的な課題を有する若者への支援においては、様々な支援機関との連携や、長期にわたる支援を効果的に実施する体制の構築が必要であることから、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した連携を進めるとともに、連携する関係機関が、若者支援の必要性、若者が有する生きづらさや必要な支援についての理解を促進するため、豊中市子ども・若者支援協議会内で定期的に研修会を実施しました。

○分野を超えた複雑・複合した課題のあるケースへの対応の強化

- ・若者本人だけではなく、世帯全体が複雑化・複合化した課題を有しているケースでは関係機関との連携が不可欠であり、支援にあたっては、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用するほか、多機関連携会議や支援会議を活用し、分野を超えた他支援機関と連携した支援を実施しました。

○支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しない仕組み作り

- ・府研修を通じ、府教育委員会や高等学校に対して、本市の若者支援の取り組み及び若者支援総合相談窓口の周知を行うとともに、若者支援総合相談窓口と児童福祉部局及び市教育委員会の3者で、学校の卒業や年齢（18歳）による制度の切れめにより支援が途切れないよう、翌年度以降の支援のあり方についての協議を行うとともに、個別ケースを通じ中学校や社会福祉協議会等との連携にも取り組みました。

(3)居場所など社会的自立に向けた取り組みの強化

進路未定のまま中学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、人との交流や社会体験の不足から職業的自立が困難になる場合もあることから、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。

また、若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、市の行事や地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成するとともに、地域

や民間団体の協力を得ながら、再チャレンジの機会創出に取り組みました。

○日常的な関わりの中で支援が実施できる拠点の充実

- ・高校生世代の若者が、不登校や高校中退等に起因したひきこもり状態になることを防止するため、居場所「できるカンパニー」を設置しています。安心できる居場所に加え、学びや体験のプログラムを通じて力を蓄え、復学や進学、就労等次のステップに向けた支援を行いました。

できるカンパニーの登録者人数と参加者人数（延べ人数）

	令和 7 年度
登録者人数	31 人
参加者人数（延べ人数）	1,029 人

○ひきこもり状態に関する相談支援機能の強化

- ・若者支援総合相談窓口にて、ひきこもりの相談を受けた場合には、外部有識者を交えたケース検討会議や、障害福祉課や医療支援課との定期的な会議等を通じて、専門的な知見から見立てを行い、当事者だけではなく家族へのアプローチを行いながら支援を実施しました。

また、若者支援総合相談窓口の支援プログラムの一つとして、相談者の状況に応じて、個別または集団プログラムを提供し、外出意欲の定着、自己理解、集団への参加、他者理解、社会的スキルの醸成をめざしたプログラムを提供しました。

○若者を対象とした就労支援機能等の強化

- ・不登校や中途退学、ひきこもり経験等があり就業経験がない又は少ない、離転職を繰り返す等再チャレンジしたい若者への就労支援にあたっては、本人の意思を尊重しながら、今後のキャリア形成について共に考え、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の育成、集団訓練を実施し、就職活動支援講座やマッチングイベント等の就労支援施策、職業紹介等個々の状況に応じた多様な支援メニューを提供し、市役所での仕事を臨時会計年度任用職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成支援に取り組みました。
- ・就労支援にあたって、とよの地域若者サポートステーションや池田公共職業安定所等と連携しました。

○青少年交流文化館いぶきでの切れめのない支援の実施

- ・従来のいぶきの資源を活かしながら、青少年健全育成事業と不登校支援事業を連携強化し、義務教育修了後も若者相談や就労支援等適切な支援を切れめなく受けることができるよう、いぶき内に若者支援総合相談窓口を設置しています。また、創造活動との交流・連携プログラムにこれまで関わってきた団体の協力を得ながら、各団体の強みをいかしたプログラムの充実を図りました。